



平成 24 年 5 月 28 日

各 位

本社所在地	東京都中野区中央二丁目 9 番 1 号
会社名	健康コーポレーション株式会社
代表者	代表取締役社長 瀬戸 健
コード番号	2928 札幌証券取引所アンビシヤス
問合せ先	取 締 役 香西 哲雄
電話番号	03-5337-1337
URL	http://www.kenkoucorp.co.jp/

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 24 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 23 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業持株会社として、グループ各社の事業展開に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に定める目的の一部を変更するものであります。
- (2) 業務の効率化を図るため、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都中野区から東京都新宿区に変更するものであります。また、本変更は平成 24 年 12 月 31 日までに開催される当社取締役会において決議する本店移転日をもって効力が生じるものとし、附則第 1 条にその旨の規定を新設するものであります。
- (3) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用いたしたく、平成 24 年 10 月 1 日付をもって以下の変更を行うものであります。
 - ① 発行可能株式総数を株式の分割に応じて増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
 - ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、現行定款第 8 条（単元株式数）を新設するものであります。
 - ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、現行定款第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

④ 株主の皆様の便宜を図るため、現行定款第 10 条（単元未満株主の売渡請求）を新設する
 ものであります。

(4) (1)、(2)及び(3)の変更に対応するため、条数の変更等、所要の変更を行うものでありま
 す。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 健康食品の販売	(1) 健康食品の販売
(2) 化粧品 <small>の製造及び販売</small>	(2) 化粧品 <small>の製造及び販売</small>
(3) 食料品 <small>の販売</small>	(3) 食料品 <small>の販売</small>
(4) ビタミン類 <small>の補助食品の販売</small>	(4) ビタミン類 <small>の補助食品の販売</small>
(5) 茶類、清涼飲料水等 <small>の販売</small>	(5) 茶類、清涼飲料水等 <small>の販売</small>
(6) 乳製品等 <small>の製造、販売及び加工受託事業</small>	(6) 乳製品等 <small>の製造、販売及び加工受託事業</small>
(7) 農産物・水産物及びこれら <small>の加工品の製造、販売</small>	(7) 農産物・水産物及びこれら <small>の加工品の製造、販売</small>
(8) 惣菜 <small>の製造及び販売</small>	(8) 惣菜 <small>の製造及び販売</small>
(9) スポーツ娯楽用品 <small>の販売</small>	(9) スポーツ娯楽用品 <small>の販売</small>
(10) 健康に関する文化教室等 <small>の運営及び通信教育</small>	(10) 健康に関する文化教室等 <small>の運営及び通信教育</small>
(11) 医薬品、医薬部外品 <small>の製造販売</small>	(11) 医薬品、医薬部外品 <small>の製造販売</small>
(12) 医療器具、用具 <small>の製造販売</small>	(12) 医療器具、用具 <small>の製造販売</small>
(13) 書籍類 <small>の出版、販売</small>	(13) 書籍類 <small>の出版、販売</small>
(14) 薬局 <small>の経営</small>	(14) 薬局 <small>の経営</small>
(15) エステティックサロン <small>の経営</small>	(15) エステティックサロン <small>の経営</small>
(16) フィットネスクラブ <small>の経営</small>	(16) フィットネスクラブ <small>の経営</small>
(17) 喫茶、食堂、レストラン <small>の経営</small>	(17) 喫茶、食堂、レストラン <small>の経営</small>
(18) 広告、コマーシャル <small>の企画、制作及び販売</small>	(18) 広告、コマーシャル <small>の企画、制作及び販売</small>
(19) 経営に関するコンサルティング業務	(19) 経営に関するコンサルティング業務
(20) 美容機器・健康機械器具等 <small>の製造、リース、レンタル、販売</small>	(20) 美容機器・健康機械器具等 <small>の製造、リース、レンタル、販売</small>
(21) 包装資材及び梱包資材 <small>の製造販売</small>	(21) 包装資材及び梱包資材 <small>の製造販売</small>
(22) 健康食品・美容機器・化粧品 <small>の品質と安全に係る研究と新製品の研究開発</small>	(22) 健康食品・美容機器・化粧品 <small>の品質と安全に係る研究と新製品の研究開発</small>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(23) <u>電気通信に関連する電話工事全般及び請負業務並びに代理店業務</u>
(新設)	(24) <u>電話受信発信事務代行業務及びコンサルティング業務</u>
(新設)	(25) <u>コンピュータソフトウェアの企画、開発及び販売</u>
(新設)	(26) <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業</u>
(新設)	(27) <u>介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u>
(新設)	(28) <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u>
(新設)	(29) <u>介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u>
(新設)	(30) <u>介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u>
(新設)	(31) <u>介護保険法に基づく介護予防支援事業</u>
(新設)	(32) <u>介護保険法に基づく地域包括支援センター運営事業</u>
(新設)	(33) <u>衣料品、日用雑貨品の輸入及び販売業務</u>
(23) 株式保有による事業活動の支配管理	(34) 株式保有による事業活動の支配管理
(24) 前各号に付随関連する一切の事業	(35) 前各号に付随関連する一切の事業
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中野区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>新宿区</u> に置く。
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>1,080,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>100,000,000株</u> とする。
第7条 (省略)	第7条 (現行どおり)
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第8条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(<u>单元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
(新設)	<p>(<u>单元未満株主の売渡請求</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主は、当社に対し、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りでない。</p>
第8条 ～第42条 (省略)	第11条 ～第45条 (現行どおり)
(新設) (新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 第3条(本店の所在地)の変更は、平成24年12月31日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を発生するものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。</p>
(新設)	<p><u>第2条</u> 第6条乃至第10条の変更は、平成24年10月1日に効力を発生するものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。</p>

以 上